

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

申立期間の保険料は、納付期限までに納付していなかったが、昭和61年4月に第3号被保険者となる年金制度の改正が行われたため、同年5月か同年6月にA市役所に行き、これ以前に保険料の未納が無いことを確認したので、それまでには申立期間の保険料を納付したことに間違いはない。申立期間の保険料を重複納付したか覚えがないが、翌年に「国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書」が送られてきたため、再度同市役所で保険料の納付について確認した際に、「申立期間の保険料は納付されており、重複納付の理由で還付します。」と言われた。何度も理由を確認したがそのような理由であれば間違って再度保険料納付してしまったのかもしれないと思い、半年以上たってから還付金を受け取った。それなのに今になって申立期間の保険料が未納とされている上、還付された理由が重複納付ではなく時効期間後納付であったと言われても納得がいかないので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、その前後の期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、昭和45年8月に国民年金に任意加入して以降、61年3月までの国民年金加入期間（同年4月からは第3号被保険者。）において、申立期間を除き保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったものとみられる。

さらに、申立人は、保険料は納付期限より遅れて納付したこともあったが、時効までには納付しており、申立期間の保険料についても、納付期限（昭和

60年4月末) までには納付できなかったものの納付したはずであり、このことは61年5月か同年6月にA市役所で、それまでの加入期間について未納が無いことを確認していることから間違いないとしているところ、オンライン記録によると、i) 申立人が同市役所で納付記録を確認したとする同年5月か同年6月の時点では、申立期間を除き国民年金加入期間に未納は無かったとされていることが確認できること(現在の申立人の記録は、同年5月以前の国民年金加入期間に、申立期間以外にも未納とされている期間があるものの、これは平成22年に国民年金被保険者資格が新たに追加されたこと等によるものである。)、ii) 同市の国民年金被保険者名簿から確認できる納付日から、申立人は、未納が無いように現年度納付及び過年度納付していた状況がうかがえることから、申立人の主張には信ぴょう性がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間後の昭和61年1月から同年3月までの保険料を同年5月1日に過年度納付していることが確認できることから、この時点で当該期間より低額であり、かつ時効が先に到来する申立期間の保険料について、上記のとおり、納付意識が高く、時効までに納付するよう努めていたとする申立人が納付していたと考えても不自然ではない。

なお、申立期間に係る保険料の還付について、申立人は、A市役所に確認した際に、「申立期間の保険料は納付されており、重複納付の理由で還付します。」と聞いたが、今になって還付理由は重複納付ではなく、時効期間後納付であったと説明を受けても納得できないとしているところ、オンライン記録によると、当該還付に係る過誤納理由は「時効期間納付」、発生年月日は「昭62.5.12」、決議年月日は発生年月日の翌日である「昭62.5.13」とされていることが確認でき、申立人が所持する「国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書」に記載されている還付理由においても、時効期間納付などが含まれる「その他」に「○」印が付されていることが確認できることから、申立人は時効後の昭和62年5月12日に申立期間の保険料を納付したものと考えられる。しかし、日本年金機構によると、オンライン記録等における過誤納理由は、複数あっても一つのみ記録されることとなるとしていることから、過誤納理由が「時効期間納付」とされているからといって重複納付が否定されるものではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月及び同年11月

申立期間の国民年金保険料はA市B区役所で納付書により納付したはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間である上、申立人は国民年金の未加入期間はあるものの、国民年金加入期間においては申立期間を除き保険料の未納は無い。

また、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和59年10月13日に国民年金加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した4日後の同年10月1日から国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間の保険料については現年度納付することが可能であった。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録によれば、申立人は申立期間以外の国民年金と厚生年金保険の切替手続もおおむね適切に行っており、これらの期間の保険料については全て現年度納付していることが確認できることから、申立期間についても、国民年金と厚生年金保険の切替手続を行い、申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

加えて、申立人は申立期間の保険料をA市B区役所で納付書により納付したとしているところ、同市によれば、昭和49年1月以降、納付書による保険料納付を開始したとしている上、申立期間当時、同区役所で保険料を納付することも可能であったとしていることから、申立人の主張と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から50年3月までの期間及び同年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から50年3月まで
② 昭和50年7月から51年3月まで

私は、昭和50年3月に結婚し、A町に引っ越した際、社会保険事務所(当時)から年金の未納を知らされたので、妻と一緒に同町役場に出向き、その後妻が保険料を一括で納付した。また、一括納付した後も妻が保険料を納付していたが、同年7月から51年3月までの期間も未納とされていることに納付できない。申立てをするに当たり、同町役場で調べてもらったところ、資料が残っていないということであった。納付した記録が全部消えることは考えられないので、今一度調査して、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の保険料を納付していたとする妻の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年8月30日にB市C区から払い出され、資格取得日を20歳到達時である46年*月*日に遡って取得したとする事務処理が行われたものと考えられる。当該払出簿には、「50. 4. 7 D社保へ移管」と記載されているところ、同市の被保険者名簿によると、50年3月24日にA町に転出したことが記載されており、国民年金被保険者台帳においても、同日に同町の住所に変更されていることが記載されていることから、申立人の国民年金に係る住所変更の手続きは、同年3月24日から同年4月7日までの間に行われたものと推認される。この住所変更時期において、申立期間①のうち、48

年1月から49年3月までの期間は過年度納付、同年4月から50年3月までの期間は現年度納付することが可能であったこととなる。

さらに、A町役場によると、「昭和50年当時、過年度納付及び現年度納付のいずれにおいても、被保険者が納付を希望した場合、手書きの納付書を発行しており、保険料納付については、A町役場内に銀行があったため、そこで納付するよう案内していた。」としていることから、申立人が役場において遡って保険料を一括で納付したとする主張に不自然な点はなく、上記のとおり、保険料の納付意識の高かった妻が申立期間①のうち、過年度納付又は現年度納付することが可能であった昭和48年1月から50年3月までの期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間②は、9か月と短期間である上、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間②の前後の期間の保険料は、現年度納付されており、申立期間②以降の保険料について未納は無いことから、申立人の保険料だけは未納が生じないように努めていたとする妻が、申立期間②の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①のうち、昭和46年7月から47年12月までの期間については、上記住所変更時期において、第2回特例納付制度が実施されていたことから、当該制度を利用することにより保険料を納付することは可能であり、A町役場では、特例納付についても過年度納付と同様に同町役場内の銀行で取り扱っていたとしている。しかしながら、特例納付制度は、将来無年金を出さないようにすることを目的とした制度であり、通常、被保険者が役場等において説明を受けた上で保険料納付するか否か判断するものであるところ、i) 申立人の住所変更時期において、申立人は23歳であり、60歳の前月まで保険料を未納無く納付した場合の保険料納付月数は436か月となり、国民年金の受給権確保（保険料納付月数等が合計で300か月必要。）が可能であったことから、申立期間の保険料を特例納付するまでの必要性は乏しかったものと考えられること、ii) 申立人は、特例納付制度に係る記憶は定かでは無いとしている上、妻は、年金手帳の「被保険者となった日」の欄に、「46年*月*日」及び「A町」のゴム印が押されているため、46年*月*日まで遡って一括で保険料を納付したのではないかとしているものの、当該記録はあくまで被保険者資格を取得したことを示すものであって保険料納付を示すものではないことから、妻が同年7月から47年12月までの保険料を特例納付したと推認することまではできない。

また、申立人が特例納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から50年3月までの期間及び同年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、いつ頃かは覚えていないが、A市B区に居住していた時に国民年金の加入手続を行い、同市C区に転居してからもずっと国民年金保険料を納付してきた。昭和52年4月に実家のD市に転居したが、申立期間の保険料を納付する時には既に申立期間に係るA市の納付書の納付期限が過ぎていた。その納付書を持参してD市内の郵便局に出向き、納付できることを確認し、そのまま同郵便局で申立期間の保険料を納付した。領収書を所持しているにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除き国民年金加入期間において保険料の未納は無く、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の保険料について、昭和52年5月30日に郵便局で納付した領収書（A市領収書昭和52年度）を所持している。

さらに、申立人が所持する申立期間の領収書は、A市の取扱期限（昭和52年4月28日）を過ぎたものであるが、D市内の郵便局の領収印が押されており、その領収印に消印が押された形跡もない。

加えて、取扱期限経過後に誤って収納された現年度保険料は、本来、市区町村から社会保険事務所（当時）へ進達され、過誤納として充当又は還付の処理が行われるところ、国民年金被保険者台帳には申立期間の保険料が充当又は還付された記録は無く、申立期間に係る還付整理簿も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年春頃に実家であるA市を離れ、住民票は移さずB市で働いていた。私の国民年金の加入手続は、母親がA市で行い、申立期間の国民年金保険料は、私がB市で働き、病気で入院（39年7月頃）するまで、実家に送金していた中から母親が納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月18日にA市で払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を35年12月9日とする事務処理が行われたものとみられる。この申立人の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は36年4月から現年度納付することは可能であった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、住民票を移さずB市で働きながら、実家に送金して、母親がその中から近くのA市役所で納付していたと思うとしているところ、同市では、申立期間当時、市役所の出納室及び各支所の窓口で販売する国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に貼付して、民生課及び各支所で検認を受ける印紙検認方式で保険料を徴収していたとしており、申立人の主張に不合理な点は見受けられず、母親が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から55年3月までの期間及び61年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年9月から55年3月まで
② 昭和61年1月から同年6月まで

申立期間①について、私が20歳(昭和54年*月)になった頃、当時A市役所に勤務していた叔父が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳と納付書を家に持って来た。申立期間①の保険料は、叔父が持ってきた納付書で、私が金融機関で毎月納付していた。申立期間②について、私は、年度当初に市役所から送られてくる納付書により、金額はよく覚えていないが、毎月、欠かさず近くの金融機関で納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間は、合計しても13か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間(第3号被保険者期間を除く。)において保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

2 申立期間①については、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月頃にA市で払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きの際に、資格取得日を遡って20歳到達時の54年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。この申立人の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間①は過年度納付することが可能であった。

また、A市の国民年金被保険者名簿の摘要欄を見ると、「未納納付書 54年9月より55年3月まで 金額 23,100円 発行日 55.7.14」と記載さ

れ、申立人に対して、申立期間①の過年度納付書が作成・送付されていることが確認できることから、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった申立人が過年度納付が可能な申立期間①の保険料を送付されてきた過年度納付書により納付したと考えることも不自然ではない。

3 申立期間②については、申立人は、申立期間②前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間②当時において転職、転居等の申立人に係る生活環境に大きな変化は認められないことから、納付意識の高かった申立人が申立期間②の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月16日、資格喪失日は20年8月15日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月16日から20年8月15日まで

昭和10年頃にA社に入社し、戦争が終わった20年8月15日まで同社に継続して勤務していた。

しかし、年金記録を確認したところ、A社C工場に転勤した昭和19年10月から終戦を迎えた20年8月15日までの記録が無いことが分かった。

転勤後もA社C工場に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和19年10月上旬までA社D支店に勤務した後、異動により同社C工場に転勤し、終戦まで継続して勤務した。」と主張しているが、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、A社D支店において昭和19年10月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、当時の事実経過、異動先（A社B支店（C工場））における仕事内容、戦災時の勤務状況、玉音放送の記憶等に係る申立人の主張には具体性が有り、当時の文献等の記述ともおおむね一致していることから、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務（A社D支店から同社B支店に異動。）していたことが推認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人がA社D支店から同社

B支店（C工場）と一緒に異動したとして名前を挙げている同僚は、同社D支店において昭和17年1月1日に被保険者資格を取得し、20年8月26日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を管理していた社会保険事務所（当時）は、「被保険者名簿が、戦災により焼失したことから、その復元を行った。」と回答しているが、被保険者名簿には欠損等が多く、不自然な点が見られることから、当時、復元が完全に行われなかったことがうかがわれる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間にA社に継続して勤務したことが推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の同社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月16日、資格喪失日は20年8月15日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が紛失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は29万2,000円、申立期間②は30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年12月15日

ねんきん定期便により厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。A社では申立期間の賞与が支給されており、厚生年金保険料が控除されていたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、申立期間①は29万2,000円、申立期間②は30万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月21日から同年5月1日まで

私は、B社から関連会社のA社に異動した際、厚生年金保険の被保険者記録に空白期間があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の元事業主から提出された賃金台帳及び回答により、申立人はB社及び関連会社のA社に継続して勤務し（昭和62年4月21日にB社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和62年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。しかし、商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間前の同年3月*日に法人登記されている上、元事業主も、「設立当時の従業員は4人であった。」と回答していることから、同社は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び昭和62年5月のオンライン記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る昭和62年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6845

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年12月20日まで

昭和25年5月1日入社から亡くなるまで継続して勤務しており、厚生年金保険の空白期間があることが納得できない。厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社であるC社から提出された在籍証明書、従業員コード台帳及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し(同社の出張所から同社B支店の営業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失日の原因欄に「30.5.21転勤」と記載されていることから、昭和30年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における厚生年金保険被保険者名簿の昭和30年12月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及

び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案6846

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和54年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月31日から同年4月1日まで

A社C支店から同社D支店（厚生年金保険の適用は同支店を管轄するB支店）に転勤となった際の被保険者期間に1か月間の欠落があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日について確認できる資料等はないが、オンライン記録によると、申立人と同様に異動し、異動元の各支店において申立人と同じ昭和54年3月31日に被保険者資格を喪失している同僚3人は、いずれも同日に異動先の各支店において被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人についても、A社B支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和54年4月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行した

か否については、事業主は、不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、1万3,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②から⑦までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間②は29万4,000円、申立期間③は42万円、申立期間④は25万円、申立期間⑤は43万9,000円、申立期間⑥は60万円、申立期間⑦は68万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月5日
④ 平成16年8月2日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月9日

申立期間①については、賞与支給に係る年金記録が無く、申立期間②から⑦までについては、標準賞与額は記録されているが、年金額に反映されない状態となっているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与管理データ、賞与振込依頼書、賞与額逆算シート

及び賞与台帳（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、申立期間①から⑦までにおいて、17万5,000円から68万円までの標準賞与額に見合う賞与が支給され、1万3,000円から68万円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与関連資料において認められる保険料控除額から、申立期間①は1万3,000円、申立期間②は29万4,000円、申立期間③は42万円、申立期間④は25万円、申立期間⑤は43万9,000円、申立期間⑥は60万円、申立期間⑦は68万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①については、当該期間の賞与支払に係る届出を社会保険事務所（当時）に提出していないと認めており、また、申立期間②から⑦までについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、1万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②から⑦までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間②及び③は42万円、申立期間④は30万円、申立期間⑤は32万2,000円、申立期間⑥は61万2,000円、申立期間⑦は75万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月5日
④ 平成16年8月2日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月9日

申立期間①については、賞与支給に係る年金記録が無く、申立期間②から⑦までについては、標準賞与額は記録されているが、年金額に反映されない状態となっているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与管理データ、賞与振込依頼書、賞与額逆算シート

及び賞与台帳（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、申立期間①から⑦までにおいて、20万円から75万円までの標準賞与額に見合う賞与が支給され、1万5,000円から75万円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与関連資料において認められる保険料控除額から、申立期間①は1万5,000円、申立期間②及び③は42万円、申立期間④は30万円、申立期間⑤は32万2,000円、申立期間⑥は61万2,000円、申立期間⑦は75万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①については、当該期間の賞与支払に係る届出を社会保険事務所（当時）に提出していないと認めており、また、申立期間②から⑦までについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を33万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月13日
② 平成19年12月15日
③ 平成20年12月15日

私が保管するA社の賞与支払明細書により、申立期間についての賞与支払額及び厚生年金保険料の控除額が確認できるので、私の賞与から控除された厚生年金保険料が年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（33万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、当該期間において、26万円の賞与が支給され、25万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなるところ、当該賞与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額が、オンライン記録の標準賞与額を超えないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は50万円、申立期間②は102万8,000円、申立期間③は75万円、申立期間④は65万円、申立期間⑤は70万円、申立期間⑥は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月14日
② 平成18年12月13日
③ 平成19年12月13日
④ 平成20年7月11日
⑤ 平成20年12月12日
⑥ 平成21年7月17日

A社から支給された賞与について、標準賞与額が記録されているが、年金額に反映されない記録となっているので、適正な記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は50万円、申立期間②は102万8,000円、申立期間③は75万円、申立期間④は65万円、申立期間⑤は70万円、申立期間⑥は60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は34万7,000円、申立期間②は42万4,000円、申立期間③は45万5,000円、申立期間④は41万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月14日
② 平成18年12月13日
③ 平成19年12月13日
④ 平成20年7月11日

A社から支給された賞与について、標準賞与額が記録されているが、年金額に反映されない記録となっているので、適正な記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は34万7,000円、申立期間②は42万4,000円、申立期間③は45万5,000円、申立期間④は41万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は32万9,000円、申立期間②は40万2,000円、申立期間③は42万3,000円、申立期間④は38万2,000円、申立期間⑤は42万4,000円、申立期間⑥は35万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月14日
② 平成18年12月13日
③ 平成19年12月13日
④ 平成20年7月11日
⑤ 平成20年12月12日
⑥ 平成21年7月17日

A社から支給された賞与について、標準賞与額が記録されているが、年金額に反映されない記録となっているので、適正な記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は32万9,000円、申立期間②は40万2,000円、申立期間③は42万3,000円、申立期間④は38万2,000円、申立期間⑤は42万4,000円、申立期間⑥は35万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年7月17日

A社から支給された賞与について、標準賞与額が記録されているが、年金額に反映されない記録となっているので、適正な記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額（15万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成16年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月21日から同年3月1日まで
② 平成16年3月から19年8月まで

申立期間①について、平成16年2月分の厚生年金保険料をA社の給与から控除されているが、厚生年金保険の記録は同年3月からとなっている。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②について、同社における標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。当該期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、平成16年度の賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成22年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主からは回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、平成16年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成16年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月1日から同年8月1日まで
② 平成16年8月から19年8月まで

申立期間①について、平成16年7月分の厚生年金保険料をA社の給与から控除されているが、厚生年金保険の記録は同年8月からとなっている。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②について、同社における標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。当該期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、平成16年度の賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成22年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主からは回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、平成16年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を41万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年8月から19年8月まで
② 平成17年12月27日

A社勤務時の標準報酬月額が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。また、平成17年12月に賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されていたのに記録が無い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、平成17年度の賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（41万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成22年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主からは回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①のうち、平成12年8月から14年12月までの期間、15年3月及び同年11月から19年8月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書及び平成16年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、当該

期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成15年1月、同年2月及び同年4月から同年10月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与支給明細書等を所持していないものの、複数の同僚から提出された給与支給明細書によると、いずれの同僚も、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日
② 平成16年7月30日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間について、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された支給控除一覧表及び労務士事務所から提出されたA社の賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、「当時のことをよく覚えていないので、分からない。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月までの期間及び平成 11 年 4 月から 13 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月まで
② 平成 11 年 4 月から 13 年 3 月まで

申立期間①は、20 歳になった昭和 61 年*月頃に母親が私の国民年金の加
入手続を行い、家族の保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていた。申
立期間②は、海外に行っていたため、元妻や母親に保険料の納付を依頼した。
申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接
関与しておらず、申立人によると、これらを行ったとする母親及び元妻から
聴取することはできないとしているため、加入手続及び申立期間に係る保険
料納付状況の詳細は不明である。

2 申立期間①について、申立人は、20 歳に到達した昭和 61 年*月頃に母親
が申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、基礎年金番号制度導
入（平成 9 年 1 月）前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出され
た形跡は見当たらない上、オンライン記録によると、申立人が初めて国民年
金被保険者資格を取得したのは、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失
した 11 年 1 月 1 日であることから、申立人は申立期間①については、国民
年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられ
る。

また、オンライン記録によると、母親及び父親の申立期間①の保険料は納
付済みとされているが、母親の国民年金手帳記号番号は申立期間前の昭和
40 年頃に払い出され、父親の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足

当時に払い出されたとみられ、いずれも申立期間①は国民年金被保険者であったのに対し、上記のとおり、申立人は、国民年金に未加入であることから状況が異なり、両親の保険料が納付されていることをもって、申立人の保険料が納付されていたとは推認し難い。

- 3 国民年金法によると、日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満のもの(第2号被保険者及び第3号被保険者を除く。)は、任意加入対象者となるとされている。申立期間②について、i) 申立人は、平成11年4月に海外へ転出する際、住民票を海外に移す手続を元妻に依頼したとしており、申立人が所持するパスポートによると、申立人は同年4月6日に出国していることが確認できること、ii) オンライン記録によると、申立人は、上記同年1月1日に第3号被保険者として取得した国民年金被保険者資格を同年4月5日に第1号被保険者に種別変更されていることから、当時申立人は任意加入対象者であったと考えられ、申立人は当該第1号被保険者に種別変更された翌日の同年4月6日には第1号被保険者資格を喪失していることが確認できる。これらのことから、申立人は申立期間②についても、申立期間①同様、国民年金に未加入であることとなり、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間②の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

- 4 母親及び元妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から7年3月まで

私は、申立期間は学生だったので、実家の母親がその間、国民年金保険料を納付してくれていたが、年金手帳や通帳などどこにあるのか分からない状態で整理もつかぬまま、病気で他界してしまった。姉は、生前の母親から私の国民年金保険料を納付していたことを聞いており、私も同様に、母親が兄と姉の国民年金保険料を納付していたことを覚えている。私自身は納付していないが、母親が納付してくれていたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年9月25日にA市で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年9月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことから、申立期間は、国民年金に未加入となり、母親が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、「母親は、兄と姉の保険料も納付していた。」と述べているところ、兄については、申立人同様、申立期間は国民年金に未加入（平成2年4月以降は、厚生年金保険被保険者。）であり、姉については、国民年金手

帳記号番号前後の被保険者に係るオンライン記録における資格取得状況から、3年4月頃に国民年金の加入手続が行われ、同年4月1日に資格取得していることから、姉も申立期間のうち、元年6月から3年3月までについては、国民年金に未加入である。

加えて、国民年金の加入手続及び保険料納付は、制度上、住民票のある市町村で行うこととされているところ、上記姉の国民年金手帳記号番号は、B市を管轄する社会保険事務所（当時）から払い出されており、同市に住民票があった母親が、同じく同市に住民票があったとみられる姉について、加入手続及び納付を行ったとすることは不自然ではない。これに対し、申立人については、戸籍の附票によると、昭和63年4月6日から平成7年3月29日まではC市、同年3月30日から12年3月30日まではA市に住民票があったことから、申立期間においては、B市に住民票が無かったものとみられ、同市に住民票があった母親が申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付を行っていたとは通常考え難い。

このほか、申立期間当時に申立人が実際に居住していたとするC市、D町及びA市において、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していた形跡はうかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年5月まで

20歳になったので年金に加入しなければと思っていたが、学生だったので迷っているうちに半年以上が過ぎた。過去2年間であれば遡って納付できることを知り、平成5年6月頃にA市B区役所で母親が私の国民年金の加入手続きを行い、同区役所で納付書(手書き)を受け取り、保険料約9万円を納付した。同年7月からの保険料についてはアルバイト代から保険料を母親に渡し、送付されてきた納付書により金融機関で納付してもらった。年金手帳(7年7月の口座振替届出時に住所変更を併せて行ったところ、転居前の住所が記載された古い手帳は回収され、現在の新しい手帳を交付された。)の資格取得日に記載されている日から被保険者となっており、申立期間について、母親が納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出控によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年6月29日(進達日は同年8月14日)にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、及び同区の国民年金口座振替対象者一覧表を見ると受付年月日を同年7月13日とされている(振替開始月は同年9月)ことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続きが行われ、その手続きの際に資格取得日を遡って20歳到達時である4年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは同市の平成7年度の国民年金保険料検認状況一覧票及び申立人が所持している国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この加入手続き時期(7年7月)を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、平成5年6月頃にA市B区役所で加入手続を行ったとし、その手続の際に受領したとする年金手帳の写しを提出しているが、当該年金手帳に記載された国民年金記号番号は、前述のとおり7年6月に払い出されていることが確認できる。申立期間の保険料については約9万円納付したとしているところ、申立期間の保険料額は6万9,500円となる上、申立て後に「9万円には5年6月分を含む。」とするなど納付金額の記憶は曖昧である。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、前述の申立人の加入手続時点（平成7年7月）において、過年度納付することが可能であった申立期間後の5年6月から7年3月までの22か月分の保険料が過年度納付され、加入手続前に納付期限となる同年4月及び同年5月の保険料が同市に現年度納付されていることが確認でき、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から6年3月まで

平成5年2月末に会社を退職し、同年3月頃に、母親がA市B区役所で私の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。母親から、納付したことを何度か聞いており、区役所職員が書いたとみられるメモも残っている。申立期間が未加入期間とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親に文書で照会したところ、母親は、「メモに記載のとおり1回で納付した。領収書は引っ越しのときに紛失したと思う。詳細については覚えていない。」としていることから、申立期間の加入手続及び保険料納付状況に係る詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者資格取得日を平成3年4月1日として同年6月21日（進達日）にA市B区に払い出されており、厚生年金保険被保険者資格を取得した4年9月1日に資格を喪失したとされているが、申立人が国民年金被保険者資格を再取得した記録は見当たらない。このことは、同市では申立人に係る申立期間の記録は見当たらないとしている上、同市の国民年金被保険者名簿には前述の資格取得及び資格喪失の記録のほか資格記録は無く、同市の国民年金保険料検認状況一覧票においても、申立人については、3年4月から4年8月までの国民年金保険料は納付済みとされ、同年9月から5年3月までは厚生年金保険被保険者資格期間とされている記録しか確認できないこと、及び申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)には、前述の資格記録の記載はあるものの申立期間についての記載が無いこととも

符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立期間の納付書が送付されることはなく、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、提出したメモの受領時期については明確ではないとしている上、当該メモには申立期間の保険料額が記載されているものの、母親が申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったことを示す記述は確認できないことから、当該メモの記載内容をもって母親が申立期間の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとまでは推認し難い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から55年3月まで

婚姻(昭和55年11月)後、A市B区役所で夫婦の国民年金加入手続を行った際、職員から今なら保険料を遡って納付すれば満額の年金が受け取れると聞いた。主人は学生であったが卒業すれば厚生年金保険に加入することになると考え私の分だけを納付することにした。保険料の納付時期は覚えておらず、10万円から30万円までの間の金額を銀行か郵便局で一括して納付した。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻(昭和55年11月)後、A市B区役所で夫婦の国民年金加入手続を行った際、職員から今なら保険料を遡って納付すれば満額の年金が受け取れると聞き、自身の申立期間の保険料だけを一括で納付したとしているところ、申立人が加入手続を行った時期に特例納付は実施されていない上、保険料の納付時期を覚えておらず、納付金額も10万円から30万円までの間の金額とし明確に覚えていないことから、申立期間の保険料納付に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月30日にA市B区に夫と連番で払い出されており、それ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。申立人の国民年金加入手続は、当該番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年11月頃に初めて行われたものとみられ、その手続の際に、資格取得日を遡って50年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持

する年金手帳の記載内容とも符合する。その加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、50年4月から53年9月までについては、時効期間（2年）を過ぎており、保険料を納付することはできない。申立期間のうち、同年10月から55年3月までについては、過年度保険料として納付が可能であったものの、当該期間の保険料合計額は5万5,980円であり、申立人が納付したとする保険料合計額10万円から30万円程度と相違する上、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、同年4月以降は納付済みとされ、申立期間は未納とされていることが確認できる。前述のとおり、申立人は、申立期間の保険料納付に係る記憶が曖昧であり、保険料納付状況の詳細は不明であることから、申立人が53年10月から55年3月までの保険料を過年度納付したとまでの推認はできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から44年7月まで

私は、婚姻前から同居していた元夫の国民年金保険料を自宅で集金人に納めていた。私は国民年金に加入していなかったため、大家さんと集金人に加入するように勧められ、A市B区役所に婚姻届出(昭和41年11月)を提出した際に国民年金の加入手続を行った。その当時、同区役所は改築工事中で、元夫と移転先のCに行き元夫が手続を行ってくれた。私が国民年金に加入してからは、二人分の保険料を集金人に納めていた。申立期間について、一緒に納付した元夫は納付済みとされているにもかかわらず、私が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区役所に婚姻届出(昭和41年11月)を提出した際に国民年金加入手続を行ったとしているところ、申立人は、国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする元夫とは音信不通であるとし、聴取できないことから、申立人の加入手続状況の詳細は不明である。

また、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年6月11日にA市B区に払い出され、申立人は同年8月27日に任意加入被保険者として資格取得したとされており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続が行われたのは当該資格取得日とみられる。このことは申立人の国民年金被保険者台帳に記載されている資格取得年月日とも一致する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立人は、申立期間当時国民年金に未加入となり、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、昭和 60 年 3 月 1 日に免除申請した際、夫が国民年金被保険者であったことから、当該申請に併せて申立人の加入資格が見直されたものとみられ、同年 3 月 27 日に資格取得日及び種別を 44 年 8 月 27 日任意加入から 41 年 6 月 1 日強制加入に訂正されたことが確認できる。このため、資格が変更された時点で申立期間は国民年金加入期間とされたものの、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から52年2月まで

私は、母親に勧められて、昭和52年3月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、申立期間の国民年金保険料を一括納付できなかつたため、窓口の担当者に相談し、同年3月以降の保険料を納付しながら、申立期間の保険料を分割して納付することになった。その後、申立期間の保険料は、同市役所の担当窓口で数回に分けて納付したはずである。納付回数や納付金額は覚えていないが、妹と一緒に同市役所に行ったことがあったので、妹も私が申立期間の保険料を納付したことを覚えていると思う。申立期間について、保険料を納付した記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年3月頃にA市役所で国民年金加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料を同市役所の担当窓口で数回に分けて納付したとしているが、申立期間の保険料の納付時期、納付回数及び納付金額については覚えていない上、申立人が同市役所で保険料を納付した際に同行したことがあるとする妹は、申立人と同市役所へ行った時期や申立人の保険料納付状況は分からないとしており、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者として昭和52年2月9日にA市で払い出され、資格取得日は同年3月16日とされており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人が初めて加入手続を行ったのは資格取得日とされた同年3月16日とみられる。このことは、同市の保管する国民年金台帳に記載されている資格取得

日及び申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者になった日」欄に記載されている資格取得日とも符合しており、申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していた形跡は見受けられない。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3280 (事案 889 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間及び58年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和58年4月から61年3月まで

平成20年12月に申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知を受けた。新たに納付したことを示す資料等はないが、当初に申立てたとおり、申立期間①の保険料は、A市B区からC市に転入した際、同市役所の窓口で3か月分まとめて現金で納付し、領収書の代わりに納付書を渡された。申立期間②の保険料は、D市役所近くのE銀行F支店で、3か月ごとに納付書で保険料を納付していた。今回の申立てでは、申立期間②の納付場所は、同銀行同支店ではなく、G銀行H支店であったこと、及び新たな証言者を思い出したので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i)申立人は、申立期間①の保険料は、C市役所の窓口で納付していたとしているところ、同市では、申立期間①当時、市役所窓口で納付書の交付は行っていたとしているものの、保険料の収納は行っていなかったとしていること、ii)申立人は、同市役所で申立期間①の国民年金保険料を納付した際に、領収書の代わりに現在所持する納付書を渡されたとしているが、その納付書は、金融機関等に納付した時に、申立人が受け取る領収書部分だけではなく、金融機関及び行政機関の控えとなる部分も切り離されておらず、いずれにも領収印が押されていない未使用の状態のものであり、当該納付書を所持していることをもって、申立期間①の保険料が納付されていたものと推認することはできない。また、申立期間②に係る申立てについては、

申立人は、昭和 58 年 4 月 1 日に任意加入被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無く、この期間中も納付書で保険料を納付していたとしているが、申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人は、同年 4 月 1 日に任意加入被保険者資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得するまで、申立期間②に国民年金に再加入した記録は無い上、申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合している。これらのことから、申立人は、申立期間②当時は、国民年金に加入しておらず、国民年金未加入者に対して納付書が送付されることは無いことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる上、納付書で国民年金保険料を納付していたとする金融機関は、その当時存在しておらず、申立人の記憶には曖昧な点が見受けられることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てにおいて主張する申立期間①の内容は、当初の申立内容と変わらず、申立期間②の保険料を納付した金融機関を E 銀行 F 支店ではなく、G 銀行 H 支店であったこと、及び新たな証言者を思い出したとして申立てているが、申立人は、申立期間②当時、国民年金に加入していないことから、国民年金未加入者に対して納付書が作成・交付されることは無い上、同銀行同支店で納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、当該証言者から聴取しても、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかった。そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 52 年 2 月までの期間、55 年 1 月から同年 7 月までの期間及び 56 年 6 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月から 52 年 2 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 7 月まで
③ 昭和 56 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は会社を退職（昭和 51 年 9 月）した後、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付したと思う。申立期間②及び③の加入手続及び保険料納付については全く何も覚えていない。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付状況について、i) 申立期間①については、会社退職（昭和 51 年 9 月）後、国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、加入手続場所、加入手続後交付される国民年金手帳の受領の有無、納付場所、納付方法、納付時期及び納付金額については覚えていないとしていること、ii) 申立期間②及び③については、加入手続及び保険料納付については全く覚えていないとしていることから、当該期間の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金加入記録は、いずれも任意加入被保険者として資格取得日は昭和 55 年 8 月 22 日、資格喪失日は 56 年 6 月 5 日とされ、その後、再び被保険者資格を取得したのは、61 年 4 月 1 日（第 3 号被保険者資格取得）とされており、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。任意加入被保険者については、制度上、加入手続を行った時から遡って被保険者資格を取得することは

できないため、申立人の最初の国民年金加入手続はこの任意加入被保険者資格取得日とされた55年8月22日に行われたものとみられる。これらのことから、申立期間①については、婚姻前であり厚生年金保険の被保険者資格を取得していないため、強制加入被保険者期間となり、申立期間②については、申立人は52年11月に婚姻しており、夫は厚生年金保険被保険者であったことから、任意加入対象期間となるものの、申立期間①及び②共に、前述のとおり、いずれの記録も申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらず、任意加入被保険者資格を取得した55年8月22日を基準とすると、当該期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することができなかったものとみられる。

さらに、申立期間③についても、前述のとおり、昭和56年6月5日に資格喪失後、再び被保険者資格を取得したのは、61年4月1日（第3号被保険者資格取得）とされていることから国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することができなかったものとみられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6859

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から27年10月30日まで

私は、申立期間において、亜炭を採掘する事業所に機械係として勤務したが、その際、当時の事務員から、危険な仕事なので、万が一のことを考えて保険に加入する旨伝えられたことを記憶している。

当該事業所における厚生年金保険の記録があるはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A県にある事業所に勤務した。事業所の名前の最初の二文字はAだった。」と述べているところ、厚生年金保険適用事業所台帳によると、当該二文字を含んだ名称の事業所が1事業所見られるが、申立人は、「名称が全然違うし、事業所の業務や所在地も明らかに異なっている。」と述べており、申立人が勤務していた事業所を特定することができない。

また、経済産業省の鉱業原簿によると、申立期間当時、1社2個人が、申立人が主張する事業所の所在地を区域とする鉱業権を有していたことが確認できるところ、申立人は、「当該1社2個人の名前は、自分が記憶している名前と一文字も合っておらず、全然異なっている。」と述べている上、当該1社2個人は、当該期間当時、いずれも厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立人が記憶している当時の事業主については、厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同人を特定できず、また、事務を担当していたとして名前を挙げた同僚については、姓のみの記憶のため、同人を特定できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務事業所、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月26日から36年7月13日まで

私は、A社で継続して勤務し、この間一度も退職していないはずなのに、申立期間における厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「当時の資料を保管していないため、当時のことは分からない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間内にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同職種の同僚は、「申立人は、自分より後から入社してきたが、『A社で以前働いていたことがある人で再入社の人だ。』と聞いた覚えがある。だから、後から再入社してきた申立人の方が仕事をよく知っており、色々教えてもらったことを覚えている。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月21日から同年11月1日まで

A社に、平成元年10月21日に、入社したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年11月1日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成11年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票及びA社から提出された在籍証明書により、申立人が、平成元年10月21日から同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「当時の資料を保存していないため、当時の取扱いの詳細は分からない。しかし、当時の給与は、毎月20日締めで当月28日支払で、厚生年金保険料は当月控除だったはずなので、申立人の被保険者資格取得日を10月21日とすると、11月支給の初給与から、10月分及び11月分の2か月分の保険料が控除されることになり、負担が重くなると考えて、資格取得日を11月1日としたのではないかと思う。」と回答している。

また、申立期間当時のA社の事務担当者は、「月の途中で入社した者については、翌月初めにまとめて被保険者資格を取得させていたと思う。」と証言している。

さらに、申立人と同日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚は、当該資格取得日の約2週間から1か月前に雇用保険の被保険者資格を取得しており、上記同社の回答及び事務担当者の証言とも符合していることから、当時の同社では、一定期間内に採用した者についてまとめて被保険者資格を取得させていた状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年2月まで

申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与の額と異なっている。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「当時の賃金台帳及び社会保険に関する資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出及び保険料控除額については不明である。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある同僚11人のうち、7人は、申立期間の標準報酬月額が従前に比べ下がっていることが確認できるところ、当該7人を含む複数の同僚に照会しても、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額の保険料が給与から控除されていたとする証言は得られない。

さらに、A社が加入していたB厚生年金基金の記録によると、申立人の同基金における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票にも、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から19年8月まで

申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年8月から11年12月までの期間、12年3月から14年5月までの期間、同年7月から同年10月までの期間、同年12月から15年7月までの期間及び同年10月から19年8月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書及び平成16年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年1月、同年2月、14年6月、同年11月、15年8月及び同年9月については、申立人は、当該期間に係る給与支給明細書等を所持していないものの、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額は、前後の期間と同額であることから、申立人は、当該期間においても、前後の期間の給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う

標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年12月から17年6月まで
② 平成18年6月から19年8月まで

申立期間①及び②について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成10年12月から13年6月までの期間、13年8月から17年6月までの期間及び申立期間②については、申立人から提出された給与支給明細書及び平成16年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成13年7月については、申立人は、当該期間に係る給与支給明細書等を所持していないものの、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額は、前後の期間と同額であることから、申立人は、当該期間においても、前後の期間の給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月から19年8月まで

申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及び平成16年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月から19年8月まで

申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年3月から同年5月までの期間及び15年12月から19年8月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書及び平成16年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年9月から13年2月までの期間及び同年6月から15年11月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与支給明細書等を所持していないものの、複数の同僚から提出された給与支給明細書によると、いずれの同僚も、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から19年8月まで
申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成16年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月から19年8月まで

申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年12月、14年3月、同年5月、同年7月、同年8月、同年10月、15年1月、同年6月、同年10月及び同年12月から19年8月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書及び平成16年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成13年1月から同年11月までの期間、14年1月、同年2月、同年4月、同年6月、同年9月、同年11月、同年12月、15年2月から同年5月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び同年11月については、申立人は、当該期間に係る給与支給明細書等を所持していないものの、複数の同僚から提出された給与支給明細書によると、いずれの同僚も、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報

酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6869

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月から19年8月まで

申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年9月から15年2月までの期間及び同年12月から19年8月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書及び平成16年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成15年3月から同年11月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与支給明細書等を所持していないものの、複数の同僚から提出された給与支給明細書によると、いずれの同僚も、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6870

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月から19年8月まで

申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年9月、同年10月及び15年12月から19年8月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書及び平成16年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成14年11月から15年11月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与支給明細書等を所持していないものの、複数の同僚から提出された給与支給明細書によると、いずれの同僚も、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月から17年3月まで
② 平成17年10月から19年8月まで

申立期間①及び②について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成15年12月から17年3月までの期間及び申立期間②については、平成16年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成15年8月から同年11月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与支給明細書等を所持していないものの、複数の同僚から提出された給与支給明細書によると、いずれの同僚も、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に

基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6872

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月から19年8月まで

申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及び平成16年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月から19年8月まで

申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成15年12月から19年8月までの期間については、平成16年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成15年9月から同年11月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与支給明細書等を所持していないものの、複数の同僚から提出された給与支給明細書によると、いずれの同僚も、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月から19年8月まで

申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成17年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月から19年8月まで

申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成17年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月から19年8月まで
申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成19年2月の給与支給明細書並びに平成18年度及び19年度の賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月から19年8月まで

申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年度及び19年度の賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年5月から同年8月まで
申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年度の賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月から19年8月まで

申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及び平成16年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月頃から19年9月1日まで
平成15年5月頃、A社に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格は19年9月1日に取得している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成16年度から19年度までの賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間のうち、少なくとも平成16年1月1日以降の期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記の賃金台帳によると、申立人は、平成16年1月から19年8月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、平成17年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していることが確認できる上、B市の記録によると、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、A社は、平成22年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主からは回答が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月から同年12月まで

申立期間の標準報酬月額は20万円又は19万円とされているが、A社での給料は全勤務期間を通じて、ちょうど30万円だった。標準報酬月額が低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社での給料は、全勤務期間を通じて30万円だった。」と主張しているところ、オンライン記録において標準報酬月額が申立人と同水準である同僚は、「A社の給料は一貫して30万円以上だった。」と証言している。

しかし、上記同僚は、A社勤務時の保険料控除額については記憶しておらず、他の同僚に照会しても、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱い等について証言が得られない。

また、A社は、平成16年12月*日に破産しており、当時の事業主は、「当時の経理担当者は死亡している上、10年以上も前のことで書類も無いので、当時のことは分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年10月1日まで

A社B支店には昭和23年7月から役員として勤務した。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社の社史及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において同社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の社史等により、申立人は、同社の創立時から取締役であったことが確認できるところ、申立人と同じ創立時からの取締役で、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚役員7人のうち、1人は、申立人と同じ26年10月1日に同社B支店において被保険者資格を取得し、6人は、同年7月1日以降に同社本社において被保険者資格を取得していることから、同社では、創立時からの取締役について、いずれも就任後3年ほど経過してから被保険者資格を取得させたことがうかがえる。

また、A社は、「従業員は申立期間に厚生年金保険に加入させていたが、役員の加入については不明。」と回答している上、当時の事務担当者は死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から6年12月まで

申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与明細表を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用契約書及び給与明細表並びに健康保険組合及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人から提出された給与明細表によると、「健康厚生年金」欄に記載されている保険料控除額は、健康保険料のみで、厚生年金保険料を含んでいないことが確認できる上、平成5年度及び6年度の住民税通知書に記載されている社会保険料等控除額の金額も、健康保険料のみであることが確認できる。

また、上記の雇用契約書によると、雇用条件として「15. 各種保険 健康保険・労災保険に加入する。」と記載されているものの、厚生年金保険の加入についての記載は確認できない。

さらに、A社の加入する厚生年金基金に申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月1日から31年6月29日まで
② 昭和31年7月21日から35年11月1日まで

私は、脱退手当金制度そのものを承知しておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす37人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、33人に支給記録が確認でき、そのうち31人については資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされており、かつ、当該同僚の中に、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同日、又は近接している者について支給決定日が同一のものが4組9人認められることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間②に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年1月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月25日から36年6月1日まで

年金記録によると、A社を退職した後の昭和43年12月27日に脱退手当金を受給した記録となっており、確かに、同社に係る脱退手当金を受け取った覚えはあるが、その前に勤務したB社に係る脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受け取った覚えがあるが、その前に勤務した申立期間（B社）の被保険者期間については、脱退手当金を受け取った覚えが無い。」と主張している。

しかし、脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、オンライン記録によると、昭和43年12月27日に支給決定されている脱退手当金は、申立期間を含む支給日前の全ての被保険者期間を基礎として計算されていることが確認できる上、当該脱退手当金額（4万4,190円）は、申立期間のB社及びA社に係る厚生年金保険被保険者期間の全てを計算の基礎として算出された額と一致している。

また、申立期間に係る脱退手当金は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和43年12月27日に支給決定されており、当該事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。